

柏崎民商会報

18年 4月23日
丁九四五一〇八二一
新潟県柏崎市穂波町十三番二十一号
TEL (〇二五七) 一三一一一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 一一一一九三〇七

税務署から呼び出し？

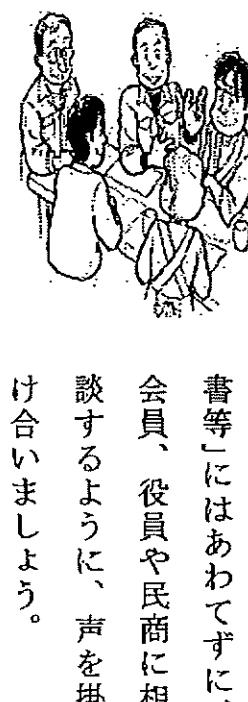
あわてずに、役員や事務局と相談を

3月の集団申告から一ヶ月以上が過ぎました。この間、事務局長の知り合いが「せがれが住宅取得控除を何年もしていないんだが」と相談。確定申告をして、所得税が、5年間さかのぼり、約30万円が還付になりました。

4月に入り、数名の会員さんへ「税務署からのお尋ね・呼びだし」の文書が郵送されていました。2013年（H25年）の改悪国税通則法

施行後、税務署に呼び出して帳簿などを検査する机上調査を行い、修正申告をさせるやり方が急増。2015年（H27年）の会員さんへの事後調査では、事務局の立ち会い拒否。税務署の徴税攻勢、強硬姿勢が強まっています。会員はもちろんですが、会外業者にも「税務署から

のお尋ねや呼びだし文



商工新聞は、全国の民

商の取り組みや営業と生

活を守るために情報が毎

週たくさん掲載。今年2回めの掲載になります。

探して読んで、事務所に報告ください。

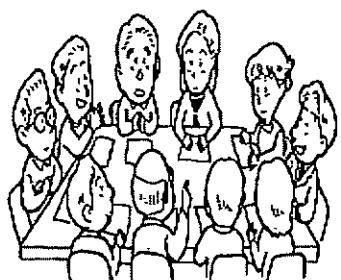
今週の商工新聞に

柏崎からニュースが掲載！

今年は、3月23日
に「消費税・所得税の
分納・換価の猶予の相
談学習会」を開催する
など、集団申請の準備
を進めてきました。今
年は6名の会員さん（19日現在）が申請を行
う予定ですが、5名の方が初めて換価の猶予申
請をします。

税務署への集団申請は、25日（水）の午後
から行います。

「換価の猶予」申請は、納付期限から6ヶ月
以内の所得税と消費税が対象になります。まだ
間に合います。分納希望者は事務所に問い合わせ
下さい。



税務署に消費税分納集団申請を

4月25日（水）に行います

5月の弁護士無料法律相談は9日

相談希望者は民商事務所に連絡下さい。

4月30日㈰の商工新聞は休刊です

大型連休の印刷・輸送事情により休刊。次号

は5月7日㈯からになります。

消費税は、2014年（H26年）4月から
税率5%から8%へ、1・6倍の大増税になりました。「こんなに高い消費税は、1回で払えない！」という料飲支部の会員さんの声に応え、民商は、4年前から消費税の分納相談を税務署へ集団で行うようにしました。